

青森県報

第三千七百五十七号

平成二十五年
十月十六日
(水曜日)

目次

規則

青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則の一部を改正する規則……………

(労政・能力
開発課) ……

訓令

青森県県営住宅管理人に関する規程の一部を改正する訓令 (建築住宅課) ……

告示

証紙売りさばき人の名称の変更…………… (会計管理課) ……

公告

県営土地改良事業計画変更の決定…………… (農村整備課) ……

規則

青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十四号

青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則 (平成二十五年三月青森県規則第十八号) の一部を次のように改正する。

- 別表第一第五号中「給排水設備」を「給排水衛生設備」に、「三〇〇時間」を「一〇時間」に改め、同表第六号中「建築生産概論」を「建設工学概論」に改める。

附則

- この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に配管科又は土木施工科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対してそれぞれ改正後の青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則 (以下「改正後の規則」という。) 別表第一に定めるところによる配管科又は土木施工科に係る訓練を行う場合においては、当該普通職業訓練を受けている者の受けた改正前の青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則別表第一に定めるところにより行われる訓練の教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、改正後の規則別表第一に定めるところにより行われる当該訓練における教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。
- この規則の施行の際現に配管科又は土木施工科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対する普通課程の普通職業訓練については、なお従前の例によることができる。

訓令

青森県訓令第十八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県営住宅管理人に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営住宅管理人に関する規程の一部を改正する訓令

青森県営住宅管理人に関する規程（昭和三十九年四月青森県訓令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（管理人の設置）

第二条 県営住宅監理員（以下「監理員」という。）の事務を補助させるため、次の表の上欄に掲げる県営住宅（以下「県営住宅」という。）に同表の下欄に掲げる人員の管理人を置く。

名称	人員
旭ヶ丘団地	一人
多賀台団地	一人
白銀台団地	二人
是川団地	二人
河原木団地	三人
岬台団地	一人
白山台団地	一人
上平団地	一人

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告

示

青森県告示第七百三十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、

青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十五年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市本町五丁目五の二一

一般社団法人青森県猟友会

二 変更内容

1 変更前の名称

社団法人青森県猟友会

2 変更後の名称

一般社団法人青森県猟友会

公

告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、上小国地区の県営土地改良事業（農業生産法人等育成緊急整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年十月十七日から同年十一月十四日まで

三 縦覧の場所

外ヶ浜町役場

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青森県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町一丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭